

研究調査関係等の委員会出席者の車代に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 本申し合わせは研究調査関係等の委員会に出席する委員等の車代の支給について定める。

(支給の範囲)

第2条 支給しない。

(付則)

1. 平成4年4月23日、理事会において承認制定。
2. 平成4年5月28日より施行する。
3. 平成10年1月21日、理事会において一部改正。
4. 平成10年8月27日、理事会において一部改正。